理 事 会 規 程

一般社団法人 北海道認知症グループホーム協会

理 事 会 規 程

(目 的)

第1条 この規程は、一般社団法人 北海道認知症グループホーム協会定款第44条の規定 に基づき、理事会の運営に関する必要な事項を定めることを目的とする。

(理事の構成)

第2条 理事会は、会長、副会長、理事(各ブロックより1名、外部より若干名)、監事を もって構成する。

(担当理事)

- 第3条 次の各号に掲げる業務担当の理事制度を設ける。
 - (1) 総務担当理事
 - (2) 研修担当理事
 - (3) 事業担当理事
 - 2 各担当理事にはそれぞれ副会長が含まれる。また会長及び外部選出理事を除く理 事全員が何れかの業務担当委員会に所属する。

(業務執行理事会)

第4条 当協会に関する運営及び事務を円滑に執行するために業務執行理事会を置く。

(業務執行理事会の職務)

第5条 会長及び理事会は、理事会以前に協議・調整等の必要ある事項の執行について業 務執行理事会に委嘱する。

(業務執行理事会の構成)

第6条 業務執行理事会は会長、副会長及び業務執行理事をもって構成する。

(業務執行理事会の開催)

第7条 業務執行理事会は会長、副会長、業務執行理事及び監事の要請により、その都度 開催する。

(業務執行理事会の他の出席者)

第8条 業務執行理事会以外の理事及び監事は、必要に応じて業務執行理事会に出席し、 意見を述べることができる。

(担当委員会の職務)

第9条 会長及び理事会及び業務執行理事会は、次の事項の執行について担当委員会に委嘱する。

(1) 総務委員会

- ① 事務局に関すること
- ② 会員に関すること
- ③ 予算の執行及び決算に関すること
- ④ 会の運営に関する企画、運営
- ⑤ ホームページに関すること
- ⑥ 適官各種情報提供
- ⑦ その他必要な事項

(2) 研修委員会

- ① セミナー等の開催に関すること
- ② 自主研修に関すること
- ③ 研修の企画、運営、評価に関すること
- ④ 行政及び関係機関からの受託研修に関すること
- ⑤ その他必要な事項

(3) 事業委員会

- ① 調査研究に関すること
- ② アンケートに関すること
- ③ 会員向け相談窓口の開設
- ④ ブロック活動支援
- ⑤ リスク及びコンプライアンスに関すること
- ⑥ 広報誌の発行
- ⑦ その他必要な事項

(担当理事の選任方法)

第10条 担当理事は、理事会において理事の中から互選する。

(担当委員会の開催)

第11条 担当委員会は、会長、担当理事及び監事の要請により、その都度開催する。

(担当委員会の他の出席者)

第12条 担当理事以外の理事及び監事は、必要に応じて担当以外の委員会に出席し、意見 を述べることができる。

(担当理事の役割)

- 第13条 担当委員会での決定事項は、その都度会長及び他の副会長に報告するものとする。
 - 2 担当理事は、理事会に対し、担当業務の決定に責任を持つ。
 - 3 担当理事は、合議により、担当業務の決定を施行するに当たり、理事会に諮ることができる。

4 担当理事は、担当委員会での協議内容及び進捗状況は、直近の理事会及び業務執行理事会に報告するものとする。

(担当理事以外の理事の役割)

第14条 担当理事以外の理事は、担当以外の業務についても連携し協力し合うものとする。

(その他の委員会)

- 第15条 理事会は、必要に応じてその他の委員会を置くことができる。
 - 2 理事会は、その他の委員会のメンバーを適宜選任する。

(兼 任)

第16条 他の競合関係にある同業種団体の理事及び役員を兼任する場合は、理事会の承認 を必要とする。

(改 正)

第17条 この規程の改正は、理事会の議決を経て、会長がこれを行う。

附 則

1 この規則は、平成26年4月1日から施行する。